

大岡名
譽政談

百子屋於熊心件

福老館梓



特種 374

No 9492

曲
子
屋
於
熊
六
件

大
岡
名
譽
政
談

福
走
館
藏
版



稗史 小説 福老館出版書目 賣捌書肆 大阪心齋橋通安堂寺町田中太右衛門 大阪心齋橋通船慶町此村庄助

- 敵討崇禪寺馬場
- 孝子復讐實錄
- 敵討御堂前實記
- 箱根權現覺仇討
- 鏡山復讐實記
- 島津久光公一代記
- 板垣君近世記聞
- 櫻田血染の雪
- 石川五右衛門實傳
- 八百屋於七胡蝶夢
- 白子屋於熊之傳
- 煙草屋喜八之傳
- 水月
- 眞影 繪本柳菟美談
- 弘法大師一代記
- 金毘羅膝栗毛

- 宮島膝栗毛
- 花洛酒風雪
- 通俗軍役奇談
- 淀屋辰五郎實記
- 錢屋五兵衛實傳
- 敵討與平義勇傳
- 天竺徳兵衛實記
- 匠左甚五郎傳
- 菅公後日記談
- 明治 夢窓兵衛開明物語
- 於染久松秋の七草
- 快談かさね物語
- 於俊傳兵衛實記
- 春色し物語
- 宮城信夫白石斷

- 敵討鴛塚實記
- 一休 地獄太夫問答
- 曾呂利新左衛門傳
- 田沼騷動記
- 柿木金助實傳
- 袴垂保助實傳
- 弓削道鏡物語
- 日本歌右衛門實記
- 天誅 組擧旗揚
- 敵討根笹の雪
- 崑山名譽政談
- 俠客五人男傳
- 實說幽靈の片袖
- 小倉騷動雙忠傳
- 大伴金道實傳

白子屋お熊の件

大岡明 譽政談 白子屋お熊の件

◎ 第一 一回

茲に新材木町なる白子屋庄三郎一家の騒動を委曲尋ぬるお享保の始めの事ありしが此白子屋は地面間口十二間興行と新道の方へ廿五間則ち券面千三百兩の地を一軒にて住居なし此近邊の大身代なり主は入聲にて庄三郎と云今年六十歳妻と此家の娘おて名をお常と呼び四十歳おとどせ生得派手ある事を好み甚だ姪婦なりしが娘お熊は容顔衆人よ勝れて美麗之見る者心を動さぬとあく二八の春秋も過て年頃に及びけきは引手数多の身なれども我下紐と許さどと清少納言の教へも今と伊達なる母を見慣ひて平生とすとお育ちし其父母の教訓の至らざる所なり取譯母は心邪まにて慾深く亭主庄三郎と商賣の道と知りても世事お疎く世帯は妻に任せ置ゆる妻は好事よしして夫を尻よ敷死身上向を己が儘に搔廻し我儘來儘に振舞居たりしが何時しか町内廻りの髪結清三郎と密通をなし内外の目を忍びて物見遊山お涙費を厭はず出歩行のみか娘お熊にも衣類の流行物櫛笄お贅澤づくめに着飾せ上野淺草隅田の花両國川の夕涼み或と芝居の替り目と上なき奢をなしければ必有人と替爪弾きして笑ふ

白子屋の熊の件

者多く此妻の渾名を一ツ印籠のお常と云て世間に誰知らぬ者も無りしとのや然れど女の子は父親より母の教方にて志操も美しかるべきお斯る母故幼少より育ちも卑しく風俗と芝居の俳優を見る如く淨瑠璃三絃の外と正敷事を一ツも教へず殊に女の爲べき裁縫の道と少しも知す自然とよくしき事よのみ心を傾けしこそ淺猿けれ茲に白子屋の商賣に係りて庄三郎が名代をも勤め此家の番頭と呼ばれたる忠八と云者何如の程おかお熊と人知らぬ中となりけるお母のお常と是を知ると雖も其身も密夫有故に渠を制する事出来ず却て取持しと人外と謂つべし是より家内の男女色慾お耽りお常は何時を本夫庄三郎おは少一の小遣ひを興がいて遊びよ追遣り跡おと娘お熊番頭忠八髪結清三郎ともに入込下女のお久お菊もお常お仕込れ日毎に酒宴の相手をなし居たりしが或日お常と金二分出して下男よ云付酒肴を取寄芝居役者淨瑠璃語り三弦弾おと入込せ皆々得意の藝を顯し戯れ興おけり茲小又杉森の新道孫右衛門店お横山立柳と云按摩あり是と別て白子屋へ入浸り何様白子屋一軒を定得意とおし居る身の上なればお常と勿論忠八が云事おても背之事なく主人の如くお仕へ毎日お常の肩をお揉て機嫌をとり居たり斯日々奢りお長じけれをさしおの身代漸々お衰へ享保八年十

白子屋の熊の件

月夷子搦前にて金二百兩不足お付妻のお常と番頭忠八と申合せ亭主庄三郎に斯と申ける故庄三郎甚だ困り入と雖も親類一家と素より妻が奢りを見るに付誰おつて用立者なれにより庄三郎日頃懸念なる加賀屋長兵衛方へ行右の概略を話しければ長兵衛は氣の毒お思ひ材木屋仲間のお中山形屋箱根屋加賀屋其外十人の者を頼みて無盡を取立一人前掛金二十兩づゝとあし尤も長兵衛世話人故庄三郎の分まで都合四十兩出し二百兩集めて庄三郎お渡し集りし人々をも厚く饗應し歸されける因て庄三郎と大いに悦び右の二百兩を夷子お上置其夜と長兵衛方へ禮お行たりおが此加賀屋長兵衛と云と元向町の加賀屋彌兵衛方へ十歳の時奉公お來りて十年の年季を勤め尙禮奉公十五年勤め上都合廿五年の間見世の事に心を盡しけれを則ち加賀屋の暖簾を貫ひ同所へ材木店を出せしが漸次お繁昌して此春より將軍家桶御用の株を譲らる猶々榮え消光けるも必竟長兵衛の心懸よき故あり斯て白子屋庄三郎と長兵衛方へ厚く禮を述べ我が家へ立歸りしお其夜の中お夷子お上置し二百兩の金見おされお常忠八も狼狽たる躰にて主人へ斯と申けるにぞ庄三郎と大いに驚お周章其分には捨難しと直様加賀屋長兵衛方へ行右の譯を話し是こそ是非く断へねば成ぬと急込を長兵衛先々

四 て様子^{ようす}を篤^{あつ}と聞^き何^{なに}様^{さま}是^{こゝ}外^{そと}より入^いたる盗^{ぬす}人^{びと}にて之^{これ}有^あま^まト然^{しか}ども今^{いま}是^{こゝ}を訴^うへる時^{とき}には我^{われ}ぞと兎^とも角^{かく}も仲^な間^まの衆^{しゅう}へ二十^{にじゅう}兩^{りょう}出^いさせ上^{かみ}又^{また}々^々番^{ばん}所^{しょ}へ引^ひ出^いしては何^{なに}分^{ぶん}氣^きの毒^{どく}にて我^{われ}等^ら濟^す難^{がた}さふより先^{まづ}内^{うち}々^々詮^{せん}盤^{ばん}致^さされよと云^いもの、明日^{あした}の拂^{はら}ひに困^{こま}らるべけれを我^{われ}等^ら二百^{にひゃく}兩^{りょう}用^{もち}立^たんにとり夫^{おつと}にて此^{こゝ}節^{せつ}季^きと濟^すさるべま尤^{なほ}も此^{こゝ}金^{かね}は利^り分^{ぶん}に及^{およ}ばせ御^ご都^と合^が宜^い敷^し折^せ返^{へん}濟^{さい}成^{せい}るべしと金^{かね}子^こ二百^{にひゃく}兩^{りょう}を出^いして渡^{わた}しければ庄^{ぢやう}三^{さん}郎^{らう}押^お越^こさて段^{だん}々^々と御^ご深^{しん}切^{せつ}の上^{うへ}又^{また}斯^さる災^{さい}難^{なん}まで貴^き公^{こう}の御^ご苦^く勞^{らう}預^{あづか}り御^ご禮^{らい}は申^{まを}盡^{じん}し難^{がた}しとて涙^{なみだ}を流^{なが}し打^{うち}歡^かびてぞ歸^{かへ}り又^{また}ね常^{じょう}忠^{ちゆう}八^{はち}とまんまど夷^ひ子^す棚^{たな}の二^に百^{ひゃく}兩^{りょう}を欺^{あざむ}き取^と仕^し合^あよしと微^ほ笑^{しょう}合^あ是^{こゝ}を斯^かしてあゝしてと奢^{おご}る事^{こと}面^{めん}已^や談^{だん}合^あけり儲^{たくわ}其^{その}年^{ねん}も暮^{くれ}明^あれを享^{たの}保^ぼ九^く年^{ねん}春^{はる}も三^{さん}月^{げつ}と成^なしに江^え戸^こ中^{ちゆう}大^{だい}火^{くわ}に付^つ此^{こゝ}白^{はく}子^し屋^やも諸^{しよ}侯^{こう}方^{かた}を始^はめ多^た分^{ぶん}の用^{もち}を達^た屋^や敷^し方^{かた}の普^ふ請^{しん}計^{けい}りあても二^に千^{せん}兩^{りょう}餘^{あま}の儲^{たくわ}けありしとあり然^{しか}れども彼^かの加^か賀^が屋^や長^{ちやう}兵^{へい}衛^ゑよの借^{かり}請^{しん}し二^に百^{ひゃく}兩^{りょう}のことと忠^{ちゆう}八^{はち}が算^{そろ}盤^{ばん}を奇^{あや}變^ま庄^{ぢやう}三^{さん}郎^{らう}お偽^{いつはり}りて今^{いま}お返^{へん}濟^{さい}せされども長^{ちやう}兵^{へい}衛^ゑと催^ま促^{そく}もあさぞ彼^{かれ}是^{こゝ}する中^{ちゆう}又^{また}其^{その}年^{ねん}も過^す翌^{あした}と成^な身^み代^{しろ}左^{ひだり}前^{まへ}あて難^{がた}儀^ぎなる由^{よし}忠^{ちゆう}八^{はち}より申^{まを}せしるを庄^{ぢやう}三^{さん}郎^{らう}も不^ふ審^{しん}お思^{おも}ひ何^{なに}とて其^{その}様^{さま}よ成^なしと云^いに忠^{ちゆう}八^{はち}御^ご屋^や敷^しの普^ふ請^{しん}存^{ぞん}之^{これ}の外^{ほか}積^つり違^{ちが}ひあて一^{いっ}箱^{こぶ}餘^{あま}も損^{そん}金^{きん}あり其^{その}外^{ほか}彼^{かれ}是^{こゝ}にて二^に千^{せん}兩^{りょう}餘^{あま}の損^{そん}ふ爲^なたりと口^{くち}のら出^い任^ませお偽^{いつはり}るを常^{じょう}も側^{そば}から種^{いろく}々^々口^{くち}車^{ぐるま}

白子屋の熊

白子屋の熊の楫^{かぢ}を取^としるを又^{また}々^々加^か賀^が屋^やへ到^{いた}り段^{だん}々^々の仔^こ細^{さい}を話^{はな}けるに長^{ちやう}兵^{へい}衛^ゑは左^{ひだり}右^{みぎ}氣^きの毒^{どく}に思^{おも}に付^つ或^{ある}時^{とき}庄^{ぢやう}三^{さん}郎^{らう}に對^{たい}ひ時^{とき}節^{せつ}と云^い乍^{あは}ら古^{ふる}きお家^{いえ}の斯^{かく}迄^{まで}不^ふ如^に意^いおなり給^{たま}ふ事^{こと}是非^{せひ}なき次^{しだい}第^{だい}あり夫^{おつと}あ付^つ少^{せう}々^々に相^あ談^{だん}あり其^{その}譯^{わけ}とお娘^{むすめ}子^こお熊^{くま}殿^{でん}へ持^も參^{さん}金^{きん}のある聲^{こゑ}を入^い給^{たま}ひては如何^{いか}や尤^{なほ}も外^{ほか}男^{おとこ}の子^こも在^ある事^{こと}故^{ゆゑ}お熊^{くま}殿^{でん}年^{ねん}の長^{ちやう}ぬうちらに養^{やし}子^しをあし持^も參^{さん}の金^{きん}子^こを以^もて山^{やま}方^{かた}問^と屋^やの借^{かり}を償^{つぐ}劫^{せき}暮^くし方^{かた}も氣^きを付^つて身^み上^{じやう}を立^た直^{ちやう}す様^{さま}よ相^あ談^{だん}して見^み給^{たま}へと深^{しん}切^{せつ}の言^{こと}葉^はお庄^{ぢやう}三^{さん}郎^{らう}大^{だい}に喜^{よろこ}び何^{なに}から何^{なに}迄^{まで}段^{だん}々^々のお世^せ話^わ添^そけあく是^{こゝ}に過^すたる事^{こと}なし然^{しか}れ共^{とも}我^{われ}々^々方^{かた}へ參^まる養^{やし}子^しの有^ある可^べき能^よくは聞^きれ下^{くだ}さるゝ機^{つて}偏^{へん}よは頼^{たの}申^{まを}なりと云^いけるあど然^{しか}る先^{まづ}方^{かた}へ申^{まを}聞^きべき問^とは家^{うち}内^{うち}へを此^{こゝ}段^{だん}能^よくは相^あ談^{だん}成^なるべし我^{われ}等^ら方^{かた}も明^あ日^{にち}暇^{ひま}と致^さたる返^{へん}事^じを承^{うけ}まとりし上^{かみ}又^{また}々^々は話^{はな}申^{まを}べしとて庄^{ぢやう}三^{さん}郎^{らう}を歸^{かへ}しけい夫^{おつと}より長^{ちやう}兵^{へい}衛^ゑは大^{おほ}傳^{でん}馬^ば町^{ちやう}家^{いえ}主^{ぬし}平^{へい}右^{みぎ}衛^ゑ門^{もん}方^{かた}へ行^い先^{まづ}達^{たつ}て話^{はな}の聲^{こゑ}殿^{でん}白^{はく}子^し屋^や庄^{ぢやう}三^{さん}郎^{らう}よて貫^{ぬき}ひ度^ど由^{よし}故^{ゆゑ}は世^せ話^わ下^{くだ}さるべし白^{はく}子^し屋^や事^{こと}は材^{さい}木^{もく}町^{ちやう}よて千^{せん}三^{さん}百^{ひゃく}兩^{りょう}の地^ち面^{めん}も持^も居^ゐる屋^や敷^し方^{かた}の出^い入^い澤^{たく}山^{さん}有^あて株^{かぶ}敷^しは三^{さん}千^{せん}兩^{りょう}程^{ほど}あり然^{しか}れば五^ご百^{ひゃく}兩^{りょう}位^{くらい}と持^も參^{さん}ありても宜^{よろ}しがるべし殊^{こと}更^{さら}娘^{むすめ}お熊^{くま}の當^{あた}年^{ねん}廿^{にじゅう}二^に歳^{さい}にて容^{よう}貌^{ぼう}もよく承^{うけ}まはれを聲^{こゑ}殿^{でん}と四^し十^{じゅう}に近^{ちか}しとかや隨^{ずい}分^{ぶん}相^あ應^{おう}の縁^{えん}組^{ぐみ}なれば能^よくは世^せ話^わ頼^{たの}入^いと申^{まを}を平^{へい}右^{みぎ}衛^ゑ門^{もん}聞^きて夫^{おつと}は相^あ應^{おう}の相^あ談^{だん}あり當^{あた}人^{にん}といふを我^{われ}等^らが同^{どう}町^{ちやう}の地^ち主^{ぬし}彌^や太^た郎^{らう}方^{かた}に勤^{つと}居^ゐる

白子屋の熊

五

六

らるゝ又七と申者なり随分辛抱人にて主人彌太郎事は最早六十にもあれど一人も子なく金
 ばかり澤山ありて地面之十三ヶ所も持居此人親分となる積りなれを何事も氣遣ひなし先方
 へ能々話せし上明日御返事致すべしとて長兵衛を歸し其後平右衛門の口入にて双方相談調
 ひ吉日を撰みて五百兩持參金をあし又七を彼の白子屋の鴛養子とぞあしたりけり此事は素
 々いお熊れ不承知なるを種々説勤め跡は右も左も先當分其五百兩を取りて又樂むべし其上
 此方の仕向により鴛の方より出て行時と金を返さずには濟仕方と如何程も有べしとお常忠八
 の悪巧にて種々に言な一終に又七を入れどもお熊は祝言の夜々り瘴氣發難儀なりとて母
 の側へ寝かしお熊は忠八母は清三郎と毎夜枕を双て一ツ寝をなす事人外の仕方なり然ども
 又七と是を一向知らず最早一年餘も及べどもお熊と一度も添寝をせず加之鴛に來りてよも
 家内中の突掛者とあり優さ詞を懸る者一人をみおれと下男長助と云者のみ又七を大切あ
 し彼の四人の者共を憎みけるが或時給金三兩を田舎へ遣はさんとて手紙に封じ瀬戸物町の
 島屋へ持行し途中橋向ふて晝拘盜に奪はれ忙然として立歸りしが那の金を取きてと又一
 年餘の奉公を爲ねむならぬと力を落し顔色蒼然て居ける處へ又七は立出何故其様に鬱居

白子屋於熊之伴

白子屋於熊之伴

るや心地ふても悪さかと問ひけるに長助と有の儘に譯を話し涙を流しけるを又七と惘然に
 思ひ我等其金を與んとて懷中より三兩取出し長助へ渡しけるお長助と大地に膝伏此御恩と
 忘れまゝとて悦びけり是よりと別して此長助而已毎度常始めの悪巧みを内通して又七を
 救しなり或時彼の四人打寄て耳語やう又七事は迄種々非道になすと雖も此家を出行景色な
 し此上と如何せんと相談しけるにお常々膝を進是と毒藥を飲せるお如なれども急よ殺し
 ては顯るゝ故一ヶ月ばかりも過て死ぬ様に藥を調合して用るが宜しからん此事と先新道の
 玄柳方へ行て相談致すべしと四人打連立て出行たり扱彼の長助は毒藥と云聲の不圖聞け
 れば又々四人の者共が悪事あらん何れ又七様の事なるべしとお常の部屋傍に寄立聞をか
 しけるが新道の玄柳方にて調合おし貫はんとお出行体故素知らぬ面お臺所へ立戻りたり又彼
 の玄柳は毒藥の事を請合けれども針醫の事なれを毒藥を求めんこと難しと思へを風藥二服
 を四十文にて買炮烙めて是を煎金紙に包み鄭重らしくしてお常に密と渡しけれをお常と喜
 び金子を玄柳お遣しお熊俱々厚く禮を述べたりけり此時玄柳は僅の四十文の風藥にて常よ
 り三兩忠八より五兩お熊より一兩都合九兩の金にあり付しと藥九層倍所か是藥百倍と云べ

七



白子屋於熊之件

八
しと喜びけり夫より此薬を下女云付又七の飯汁茶などへ入れて毎日く用ひしと彼の
長助を此事を聞しかを又七へ密かよ告置已を随分心を付ると雖も大勢よて爲る事なきを
何時の間に入けるや知らざれども或時驟の切身を煮て皿に盛彼の薬をお熊が手より入れて
又七の前へ持來り是と母様よりお前に上んとて新場より取寄し魚成ばお喰り成るべしと一
年餘の間は始めてお熊の口より又七へ物云けきを又七は喜び直様飯を取寄是を喰んと爲る
を長助と目配せをなし止る体故扱と思ひ何の紛らして是を喰す夫より又七は新道の湯に
行けるに長助後より同く湯へ來り彼の毒薬をお熊が入たる事を筋に話し私しにも昨日一
服造して貴君様の食事お入れて呉れと頼みしと彼の薬を見せければ又七委細を聞て驚き
我と加賀屋長兵衛方へ參る間其方後より參るべしとて其足めて又七と長兵衛かたへ到り是
迄の事を物語の勘辨なり難しと立腹致ければ長兵衛も以の外に驚さける處へ長助も來り三
人額を集めて相談しける中長兵衛心付た彼の薬を猫お喰せて試しけるに何の事もなければ
是には何か様子有べし我又致方有を随分油断有べからせとて又七を宥め一先歸しけり其後
二三日過て長兵衛は白子屋庄三郎并妻お常を呼び段々と内證の都合迄も聞何共氣の毒を

十 事なり然らむ御又七殿お熊殿との中宜しくば家を渡し世帯を若夫婦に任せ番頭忠八には暇を遣し小手前にして家内取廻し善が肝要なり而御兩人は氣樂に御隠居有る又宜敷事も有べしと事を分て段々遠廻よお常へ異見をなしけるに庄三郎は大に悦び何かと厚き思召の程忝けさく承知致したりと申けるお常は甚だ不承知の面よて長兵衛に向ひ又七に世帯を渡せと仰らるれども追々渠の舉動を見るよ一として商賣の道お適す其上未だ出入場等の勝手も覺す今忠八に暇を出しての猶々都合悪く手代多くの中おも忠八と發明にて萬事心得居者ない又七と素よりお熊と和睦しおらす持參金を鼻に懸て我々を見下し不孝の事のみ多く其上下女などよ不義を仕懸何一ツ是ぞと云取所なく斯様の者よ家を渡す事と勿論忠八も暇を遣せなむよと憚りながら餘りなる御差圖なり我々隠居致すよいと又七を離縁致方お却て家の都合ありと申ければ長兵衛是を聞夫は何分聞ぬ論なり下女に手を付るなどよと必竟お熊殿の取扱ひ悪き故起る事あり何は兎もあれ兎角家の丸く治るが宜れを何事も堪忍有て隠居有べしと勸めけるお常と大いお立腹して一々云争ひ氣に入ぬ御難なれば地面を賣てなりとも持參金を戻し不縁致とべしと罵りけるを長兵衛種よと諫めければとも一向に承知せず

白子屋お熊の件

を蹴立此様お話を聞すと直様御歸りあれと夫庄三郎を引立てて歸りける夫より常と庄三郎に少しの錢を與へ講釋の寄席へ追造り跡と忠八お熊清三郎を招き例の如く酒宴を始め長兵衛が云し事どもを委細話して此上と金子五百兩拵へ又七に添と離縁とるお如なし然とれを長兵衛彼れ是云れる筋なし又七を出す事ゆる忠八此金算段せられよと申ければ忠八は打悦び其金子必ず調達致すべし私し一ツの工夫有とて清三郎に耳語頼み其夜油町新道伊勢屋三郎兵衛方へ忍び入て金五百兩を盗み取清三郎は其隣の金屋利兵衛方へ入りて彼の腰元竹を切殺し娘の手道具を奪ひ取り來りしが忠八よ是を話し我も只歸るの残念ゆる是程の働死をせしと取たる品よを改め見るに蝦夷錦の楊枝指一角の箸其外笄の簪しの類何れを金目の物多く有ければ兩人是は儲ものなりと悦びけり然れども此品賣拂はい顯るべしとて暫時の間彼の立柳方へ預け置けるが此品よと終り終り二人が御報ひ來とぞ知ざりけり扱も白子屋にて又七が事は地面を賣てなりとも持參金を返し離縁致べしとお常長兵衛に云し詞有と終り離縁の事を申込たり

白子屋お熊の件

扱きえれ常じょうは忠ちゆう八はちを頼たのみ金かね五百ごひゃく兩りやう才さい覺かく致ちさせけれ共とも又また候こう夫つま庄ぢやう三さん郎らうを偽いつはりり又また七しちを離わか縁縁なす金かねふ
さし支つぎゆる間ま地面ぢめんを書か入いふて金かね五百ごひゃく兩りやう借かり出だすべしと勸すすめけるに庄ぢやう三さん郎らう是非せひなく又また々々長ちやう兵へい衛ゑい
方かたへ行ゆ金子かねこにさし支つぎる趣おもさを話わせしかば長ちやう兵へい衛ゑいも是こゝは常じょうの仕し業ぎやうあらんにより捨すて置おべしと
の思おもけれども庄ぢやう三さん郎らうの違ちがひの頼たのみを聞きさるも氣きの毒どくと思おもひ長ちやう兵へい衛ゑい申まをす何なに卒そつ身み代だいを持も持も直ちよくし給たま
へ殊ことに先せん祖そ代だい々の地ぢ面めんを人ひと手てよ渡わたさるゝ事こと無なくま残ざん念ねんあるべし然しかも我われ等ら其その五百ごひゃく兩りやうは用もち立た申まを
べし然しかれども今いま度たひと金子かねこ出で來き次第だい百ひゃく兩りやうあても五十ごじゅう兩りやうあても御おん返へん濟さい成せいれよ利り分ぶんは取とりやさき
金子かねこ相あひ濟さい次第だいに證しょう文もんと返へん却きゃく致ちすべけれと先まづ證しょう文もんと預あづかり置おけし其その地ぢ面めん人ひと手てよ渡わたさるゝが
氣きの毒どくも存ぞんずる故ゆゑありお常じょう殿だんにも此この話わをなされ請こゝろ人ひと共とも御おん三さん人にん御おん印いん形ぎやう御おん持も持も參まを有あべしと申まをされ
ば庄ぢやう三さん郎らう大だいいよ悦よろこび立た歸かへりてお常じょう忠ちゆう八はちに長ちやう兵へい衛ゑいが申まをせし通とほり咄はなしけるにお常じょうと是こゝを聞き夫つまは
長ちやう兵へい衛ゑい事こと此この地ぢ面めんを自みづか分のぶん欲ほしけれと体ていよく然さ様やう成せいべし何なには兎うもあれ五百ごひゃく兩りやう借かり候こうはんとて
ね常じょうが合あ口くちなる親しん類るいを連つれて三さん人にん印いん形ぎやうを持も持も長ちやう兵へい衛ゑい方かたへ行ゆ五百ごひゃく兩りやう借かりて歸かへりけるがお常じょうは此この金かね
手てに入いりより又また々々放はなすが惜おしくないし事こと誠まことに白しろ子こ屋や滅めつ亡ぼうの基もととこそと知しられけれ借かり何なにをのな
又また七しちが落おち度たひを見み付つけ云い立たち金かねを返かへすに及およぶまと思おもひ居ゐけるに或ある日ひ庄ぢやう三さん郎らうと又また七しちを呼よ松まつ平へい

相あひ摸も守まも殿だんの屋や敷しきへ金かね子こ六十ろくじゅう兩りやう請こゝろ取とりに參まをるべしとや付つしかお忠ちゆう八はち是こゝを聞きてお常じょうお斯おと知しらせ
彼かの清せい三さん郎らうを招まねき三さん人にん何なにか筋すぢに耳みみ語ごさけるが程ほどな之これ清せい三さん郎らうと出い行ていたり是こゝは途とちゆう中ちゆうにて惡わる者ものあ
喧けん嘩わを仕し掛かさせ屋や敷しきより請こゝろ取とり來きる六十ろくじゅう兩りやうを奪うばひ又また七しちと此この金かねを受う取とり遊あそ女にょ通とほむに遣つひ込こしと
云い立た夫つまを科かに離り縁縁せんどの巧たくみあり斯おとを知しらる又また七しちと下げ男おん長ちやう助すけを俱とも連つれて出い行てい屋や敷しきより
金かね子こを請こゝろ取とり夫つまより吳ご服ふく橋はしへ掛かり四よ日にち市いちへと來き懸かるお當あた時ときと今いまと違ちがひ晝ひるも四よ日にち市いち邊へは淋しみしく
人ひと通とほり稀まれされば清せい三さん郎らうと惡わる僕めかけ二人ふたりと共ともお此この處ところは待まち伏ふせなし居ゐたり又また七しちと金かねを持も持もたる故ゆゑ隨したが分ぶん用よう
恥はとすれども白しろ晝ひるの事ことなれを何なに心こゝろな之これ歩あ行ゆ來きりし所ところ手て拭ぬにて顔かほを包つつみたる大おほの男おとこ三人ふたり現あらと
れ出い突つ然ぜん又また七しちに組くみ付つけ故ゆゑ又また七しちと驚おどろきながら振あ放はなさんど爲なる所ところを三さん人にんの男おとこ手てを指さ込こむ懷なつか中ちゆうの金かね
子こを奪うばんどなすよど又また七しちの長ちやう助すけに聲こゑを掛かけ盗ぬ人ひとくんと呼よべり若わかきば長ちやう助すけと先せん刻こくより外ほか一人
の男おとこと組くみ合あ居ゐたるが此この聲こゑを聞きて金かねを取とりて大たい變へんと振あ放はなし又また七しちの懷なつか中ちゆうへ手てを入いたる男おとこの横よこ
面おもてを充し分ぶんに打う叩たたきければ彼かの男おとこ横よこに撞たうと側わきされしよど其その間まお又また七しちと共に殘のこり二人ふたりの惡わる者ものを
散さん々々打う叩たたきける故ゆゑ皆みな叶かなはとと散ちり々々に逃にげ行ゆけり然しかば金かねの取とらるを先まづ無な事ことお其その場ばを立た去さたり
此この長ちやう助すけと力ちから量りやう勝かれし男おとこ故ゆゑ幸さいひお打う勝かしと雖いへど何なに共とも合あ點てんの行ゆめ者もの共ともあり正ただしく是こゝも四よ人にんの

四十

者の巧み成べしと話合ながら長助の道々お常は清三郎と譯有る事お熊は忠八と不義の事
 と落さく語りけれを又七え始めて熊は忠八と譯有し事を聞扱は日頃の仕方思ふ當りたり
 と夫より二人我家お歸り庄三郎に金子を渡しけるにお常忠八等は是を見て清三郎も頼みし
 事手筈違ひたりと思ひ又々玄柳方へ行て相談すべしと其翌日三人玄柳方へぞ到りける斯て
 又清三郎と四日市にて長助に十分打れ面に疵を受ければ我が宅に引込居たりし玄柳方を
 り呼に來りしかば早速走り行四人打寄又々悪事の相談をあすお常と聲を潜め我一ツ思付
 たる手段あり其譯は下女の菊は生得愚成者なれば是云付又七の閨へ忍ませ剃刀よて又七
 へ少しよても疵を付情死せんとて又七に誑され口惜ければ是非とも又七を殺して我も死
 覺悟ありと呼はらせ其處へ我々駆込種々詮議して菊が口より云々と云せんと如何にやと申
 けれを一人是を聞其謀計奇妙く誠に當時の智者なりと譽稱へ夫より白子屋へ歸り年増の
 下女お久を竊に呼びてお熊の小袖三ツと金一兩を出し菊よ斯々言含め吳よと頼けれを久
 承知して我部屋へお菊を呼始終の事共委曲話し又七様へ疵を付其身も咽喉を少し疵付情死
 と云て泣べしと教頼み居たるを長助の物影より是を聞て大いに驚きながら猶息を詰て聞居

白子屋於熊之件

白子屋於熊之件

たり斯とも知らず元來お菊は愚なれば小袖金子を見て忽ち心迷ひ何の思慮もなく承知を
 せしたりける又長助と篤と様子を聞濟し早々又七に右の事故を話しは油断有べからせと云
 により又七點頭今宵若菊が來らば我直に取て押へ繩を掛べし其時其方と早々加賀屋長兵衛
 を呼來るべしと竊のに示合せて別れけり菊は只金と小袖の欲さに其夜丑の刻も過る頃又七
 の寢間へ忍び入り剃刀を逆手に持又七が夜着の上より刺貫しけるに又七居す夜具をのり
 かれを南無三と傍邊を見る間に又七とお菊を蹴倒し難なと繩を掛又七と大音揚長助くと
 呼聲に家内の者共目を覺し何事にやと庄三郎ね常お熊忠八も此所へ來り彼是あす間に長助
 は加賀屋へ駈行又七様只今急まは逢成れ度との事出來しおより私しは供仕つるべき間御入
 下されよと申けれを長兵衛驚き直様同道にて入來るにお常は長兵衛に向ひ又七事お熊を指
 置下女の菊と不義をなし終に情死とまでの騒ぎあり夫故平常お熊と中悪く家内治らせと云
 ければ又七是を聞是と思ひもよらぬ事を仰らるゝもの哉今宵菊が何故の刃物を持て我が寢
 所へ來りし故怪敷思ひ片蔭に隠れて窺ひしに夜着の上より我を刺し様子お付取押へて繩を
 掛しあり此儀公邊へ訴へ此者を吟味致さんと云けるを長兵衛先々事穩便に世間へ聞へぬ

五十

六十

中濟と方が宜しからんれ常殿をお熊殿を館御思案有べし縦令又七殿がれ菊お通老たるにせせよお常殿より又七殿に篤と御意見有てお菊に暇を出せば濟事なり是れを又七殿訴へなを大亂となり白子屋の家名立難しお常殿と女の事故其處へ氣も付れざるは道理の事なれ共能々勘辨ありて随分又七殿を宥め家内和合致さるゝ様成るべし不如意の事は及老ながらこの長兵衛見繼申さんと利解を述べれどもお常と一向得心せせ又七事菊と忍合情死爲んどせしを見付しに相違なければ公儀へ訴へ何所迄も黑白を分申べしと片意地張て持參金を返濟せぬ工風をなとに忠入も側より進み日頃又七様下女に手を付られし事私しども存じ居しと云ければ又清三郎も傍邊より進み出御兩人の仰せ御道理あり又七様御持參金を鼻に掛け我々迄も見下給ふ事甚一と云を長兵衛と見遣汝と廻りの髪結あらずや何故夜中此所へ來り入らざる差出口過言あり長助那の者を擲出せと云ひ答れを長助は立懸り清三郎が首筋を掴みて表へ突出し門口の材木を投付けしにぞ清三郎は怒り汝れ此間も四日市にて我を擲き今又斯投付る事此返報覺ゆる居よと罵りけるに扱と四日市の盗人と汝かと云れてハツと思ひしが後をも見ずして逃歸りけり扱又長兵衛はれ常に對ひ此事訴へなを怪我人も多く出来る故何

白子屋於熊之件

白子屋於熊之件

分穩便お取扱ひ白子屋の家名も謹の付ぬ様我々が意見に隨ひ給へと言へどもお常と少しも承知せざれた長兵衛を今こそ是非なく又七を連れて我が家へ立歸りたり其間に夜も明たれば長兵衛は傳馬町なる平右衛門方へ到り右の次第を物語りければ平右衛門は大に立腹し白子屋の者共如何にも不届なる仕方あれば早く地主へ申聞せんと夫より彌太郎方へ行右の仔細話居處へ番頭忠八髪結清三郎の兩人入來り彌と訴へ出るよより又七を預りし手形を出せと店先にて談事ければ彌太郎今は勘忍成難く其方よりの訴訟を待す共此方より訴へんと言時又下男長助又七を尋ね來り夜前清三郎が言し四日市の事を話しけるにぞ尙遺恨を重ね右の趣きまで願書に認め居たるに加賀屋長兵衛入來り我等何分にも取扱ひい間今少し御待下さるべし白子屋方へ能く異見を加へ内濟致すべしと言置夫々の又白子屋へ行此事訴へられては此方の家名を失ふ基成べきにより内濟にし給へと種々に説勤めると雖もお常は一向承知せず却て長兵衛迄も散く罵りける故長兵衛も今こそ是非なく打捨ければ終お彌太郎の方より訴訟にまそ及びけれ然を大岡殿是を聞れ此訴訟の趣きにては大いある罪人入逆の者多し是を糾とて誠に歎と敷事なりと種々利解有て下られけれども双方得心せざれば是非を

七十

六十

中濟なかつまの方が宜よろしからんれ常殿じょうだんをお熊殿くまだんに能御思案ごしあん有あべしせま縦令せま又七殿またしちだんがれ菊きくも通つうたつるにせせよお常殿じょうだんより又七殿またしちだんに篤とくと御意見ごいけん有あてお菊きくに暇いとまを出だせば濟事すゐなり是れを又七殿またしちだん訴うたへなむ大亂おほらんとなり白子屋はくしよの家名かみ立難たてがたしお常殿じょうだんの女むすめの事故じこ其處そこへ氣きも付つれざるは道理道理の事ことなれ共能よく々勘辨かんべんありて随分ずぶん又七殿またしちだんを宥なだめ家内かうち和合わがわ致いたさるゝ様成やうなるべし不如意ふにたいの事は及およぎながらこの長兵衛ちやうべゑ見繼みつぎ申まさんと利解りかいを述のべけれどもお常じょうと一向いこう得心こころせせ又七またしち事菊こときくと忍合しのあひ情死じやうじ爲なんとせしを見付みつけしに相違さうゐなければ公儀こうぎへ訴うたへ何所なんところ迄までも黑白くわくぱくを分申わきまべしと片意かたい地張ちはうて持參ちさん金を返濟へんさいせぬ工風くふうをなとに忠入ちゆうにも側そばより進すすみ日頃ひごろ又七またしち様下女さまだんなに手てを付つけられし事私じしども存ぞんじ居いしと云ければ又清三郎またしみづさぶろも傍邊かたはらより進すすみ出御でご而人にの仰おほせ御道理ご道理あり又七またしち様御持參ごもちさん金を鼻はなに掛かけ我々われら迄までも見下みさ給たまふ事こと甚はないと云いを長兵衛ちやうべゑと見遣みやり汝まはと廻まはりの髪結かみむすあらずや何故なにゆゑ夜中よなか此所こゝへ來り入らざる差出口さしでぐち過言あやふしあり長助ちやうすけ那あのの者ものを擲なげせと云いひ答こたへ長助ちやうすけは立懸たちかり清三郎しみづさぶろが首筋くびすぢを掴つかみて表おもてへ突出つきたし門口かどぐちの材木ざいもくを投付なげしにぞ清三郎しみづさぶろは怒いかり汝まれ此間こゝも四日市よひいちにて我われを擲なぎ今又いままた斯投かくなすけ付ける事こと此返報こゝへはうけ覺おぼゆる居いよと罵ののしけるに扱さて四日市よひいちの盜人ぬすびとと汝まかと云いれてハツと思おもひしが後あとをも見みずして逃歸にげかへりけり扱さて又長兵衛またちやうべゑはれ常に對むかひ此事このこと訴うたへなむ怪我けが人も多く出來きる故何ゆゑ

白子屋於熊之件

白子屋於熊之件

分穩ぶんゑん便べんみ取扱とら扱あひ白子屋はくしよの家名かみお瑾ぎんの付つぬ様我われが意見いけんに隨したがひ給たまへと言いへどもお常じょうと少しも承知じやうちせざれを長兵衛ちやうべゑを今いまと是非せひなく又七またしちを連つれて我が家うちへ立歸たちかりたり其間そのまに夜よも明あたれば長兵衛ちやうべゑは傳馬でんば町まちなる平右衛門へいゑもん方かたへ到いたり右みぎの次第しだいを物語ものがたりければ平右衛門へいゑもんは大おほに立腹りつぷくし白子屋はくしよの者もの共如何ともにも不届とどきなる仕方しかたあれば早さく地主ぢゆうへ申聞まをせんと夫つまより彌太郎やたろう方かたへ行い右みぎの仔細しさい話居はな居い處ところへ番頭ばんとう忠八ちゆうぱち髮結かみむす清三郎しみづさぶろの兩人ふたり入來いり彌やと訴うたへ出るよより又七またしちを預あづかりし手形てがたを出だせと店先みせさきにて談事だんじければ彌太郎やたろう今は勘忍かんにん成難なりがたく其方そのかたよりの訴訟うたがを待まちす共此方このかたより訴うたへんと言い時又また下男したもう長助ちやうすけ又七またしちを尋たづね來り夜前よぜん清三郎しみづさぶろが言いし四日市よひいちの事ことを話はなしけるにぞ尙なほく遺恨ゐんこんを重おもね右みぎの趣おもきまで願書ねがひがに認め居おぼゆるに加賀屋かがや長兵衛ちやうべゑ入來いり我等われら何分なにぶんにも取扱とら扱あひひ間あひだ今少いますこし御待ごまち下くださるべし白子屋方はくしよかたへ能よくく異見いけんを加くへ内濟うちさい致いたすべしと言い置おき夫つまと又白子屋またしちやへ行い此事このこと訴うたへられては此方このかたの家名かみを失うふ基成もとへきにより内濟うちさいにし給たまへと種くさくくに説勸せいきんめると雖いへもお常じょうは一向いこう承知じやうちせず却かへつて長兵衛ちやうべゑ迄までも散さんくく罵ののしける故長兵衛ちやうべゑも今いまと是非せひなく打捨うちすてければ終つひ彌太郎やたろうの方かたより訴訟うたがによる及およびければ然しかれ大岡殿おほおかだん是こゝを聞きれ此訴訟このうたがの趣おもきにては大いある罪人つみびと入逆いさの者もの多おほく是こゝを糺ただすと誠まことに歎なげかす事ことなりと種くさくく利解りかい有あて下くだられけれども双方ふたう得心こころせざれば是非せひさ

七十

八十

く吟味どぞなりにける頃と享保十二年十月双方惣呼出しの八に之白子屋庄三郎并に妻常娘熊番頭忠八下男長助下女久同菊鯨又七大傳馬町居付地主彌太郎加賀屋長兵衛等なり此砌髪結清三郎之出奔して行方知れぬ大岡殿彌太郎に向はれ其方願書の趣き相違なれやと尋問らるゝに彌太郎御意の通少しも相違之なく候と答へしかを頓て庄三郎と呼れ其方妻常娘熊番頭忠八斯の如き悪事をあす事存て差置しや又知ざるかと申されし小庄三郎其等の儀と實以て存じやさきいと言けれぬ又大岡殿お常に對これ其方鯨又七も毒殺の覺ゆ有之やと尋問らるゝにれ常之首を上如何にも驚きたる体をなし其は決して覺ゆ之なく又七事妻を差置下女も不義を仕掛不届に付離縁致さんと存じし處斯の訴へに及びし迄にては何卒御慈悲を以て又七儀離縁仕つる様願ひ上奉つると申立るを聞て又七恐れながらと進み出其毒藥の儀相違之なく則ち稻荷新道横山玄柳と申す醫師に藥を貰ひし節の證文等も之ありし御呼出の上御吟味下さるべきと申けるが早速右玄柳を呼出されて尋ねられし所玄柳申立るはお常の頼みおいへ共毒藥之容易成ざるに付調合せず斯く致し風邪藥にて間を合せいと答るおど大岡殿次お下女お菊を呼れ其方主人の閨へ刃物を持忍び入る事大膽不敵なり但汝が一存か又之人

白子屋於熊之件

白子屋於熊之件

に頼まれしか正直お申さずんば一命に及ぶべしと云ひけるにお菊は生たる心地なく恐入てお常始め四人の者に頼まれし段白地に白状しければ大岡殿ソレ縛れと下知を傳へお菊お繩をうたせ又娘お熊子代忠八兩人お向これ其方共日來密通いたし居鯨の又七を殺んとせし段不届あり有体に申立よと有て直お繩を掛させられしお常是を見ハツと仰天し今更後悔の体お差俯向しを大岡殿發打と白眼れ其方養子又七に疵付候様下女菊お申付たる段不届ない有体お申せと云れしお隠す事能とすお常お熊共お白状もぞ及びける又庄三郎は家内の者斯の如き不届を存せざる段不届なり猶外に何ぞ心當りの事之無やと申されければ庄三郎何も是と申程の儀御座なく候へども髪結清三郎と申者常く入浸り居しは心得難く候と申立るに大岡殿同心を呼れ白子屋家内を検査清三郎を捕へ來れと下知せられしかを同心馳行て検査しに清三郎は逐電せし様子なれども道具の中斯様の品ありしと其品を帶來りし中に蝦夷錦の箸入花菱の紋付たる一角の箸籠甲の簪などありしかば大岡殿是を見給ひ即時よ金屋利兵衛を呼出され此品其方覺へ有りやと尋ねられければ正しく覺へ之あり私し娘の手道具あるよし申立しにぞ猶又お常お熊兩人へ嚴敷尋ねられしかば忠八清三郎兩人より貰ひ

九十

十二 しまゝ何事も存せざと申ふより忠八を糺問有ければ終ふ白狀致しけり因て金屋の盜賊も相
知れ夫より清三郎へ追手を掛られたり扱牢内より彼の旅僧雲源をよび出され又伊勢屋三郎
兵衛をよ呼れて五百兩の盜賊相知れまゝより人違ひひて是迄雲源を苦め候間其代り雲源を
宜敷扶持致すべしと申渡され雲源と出牢となり利兵衛と得意を吉三郎に返さる段不届な
れば身代を半分おして吉三郎に菊を娶せ養子となし利兵衛夫婦と隠居致す可且彌太郎方へ
と又七を取戻せと申渡されけり

○白子屋一件裁前申渡しの事

享保十二年十二月大岡殿白洲に於て申渡し左の通

薪材木町

白子屋庄三郎養子

又七妻

くま

其方儀手代忠八と密通致し不届至極に付町中引廻しの上淺草に於て獄門申付くる

二十八歳

白子屋庄三郎手代

忠八

二十八歳

其方儀主人庄三郎養子又七妻熊と密通致し其上通り油屋伊勢屋三郎兵衛方にて夜盜
相働と金五百兩盜み取ら段重々不届ふ付町中引廻しの上淺草に於て獄門申付くる

白子屋庄三郎下女

十八歳

其方儀主人妻何程申付共又七も主人の儀に付致方も有之べし處主人又七も疵を付
刷さへ不議の申掛を致さんとせし段不届至極に付死罪申付る

白子屋庄三郎妻

四十歳

其方儀養子又七に疵付刺さへ不議の申掛致し様下女さくくに申付る段人母たるの行

ひよ非す不埒至極ふ付遠島申付る

杉森新道孫右衛門店

針醫 横山玄柳

其方儀白子屋庄三郎妻常始りの悪事に荷擔致し段不届に付追放申付る

新材木町家持

白子屋庄三郎 六十歳

其方儀養子又七お疵付の節篤と様子を現届せ其上妻常娘熊手代忠八不届の儀を存せざる段不埒ふ付江戸構申付る

同人手代

清兵衛 彦助 長助 伊助

其方共儀不埒の筋を之さる付構ひなし

但當時下女久の病死に依て名前をかし

彼の時髪結清三郎は上総へ逃行し所天網遁れ難く終に召捕れ拷問の上殘らず悪事を白狀に及びけきを是亦引廻しの上獄門申付られたり諸又お熊と引廻しの節上にて黄八丈下には白無垢ニツを着し本細に掛り襟は水晶の珠数を掛け馬お騎りて口に法華經普門品を唱へながら引れど此時お熊の着たるより世の婦女子黄八丈を不義の縞ありとて嫌ひしに戯事の様なれども其之貞操の意とも云べし然るを近來其事を知る者も稀ありと雖も又不開化あざいふ者もあらんの謹慎しむべしと云口も又慎しむべし

當時の狂歌に

實は誠名之畜生の熊なれや不義お曇りし胸の月の輪
白子屋を下のら讀むおやよろし聲を殺さん心怖ろし
身も婦人心も不仁欲と常實に理不盡の巧みありけり

白子屋お熊の件終

明治廿一年三月廿三日印刷
同同 年三月廿四日出版御届
年四月七日發行

大阪東區龍造寺町十八番地

發行者 柳澤武運三

原著者 不詳

大阪南區長堀橋筋二丁目六番地寄留

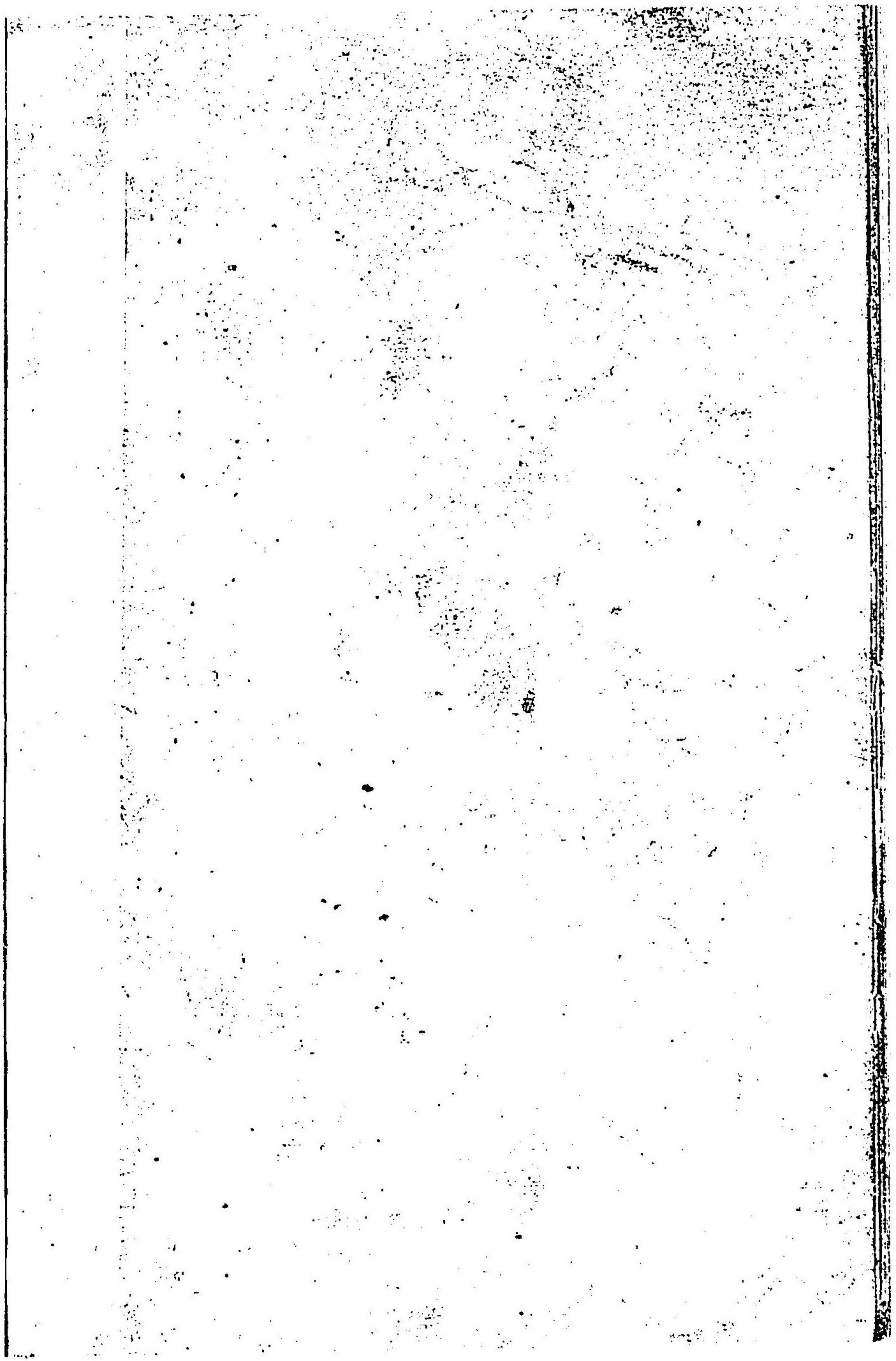
印刷者 前野茂久次

大阪心齋橋通安堂寺町南へ入

田中宋榮堂

大阪心齋橋通順慶町北へ入
此村欽英堂

稗史小說類
特別大販賣
競爭書肆





特 71

374

大岡名
茶政談 白子屋お熊の件

国立国会図書館

090291-000-9

特71-374

大岡名茶政談

白子屋お熊の件

柳沢武運三

M21

DBN-0688

